

# 退職後の継続給付について(傷病手当金)

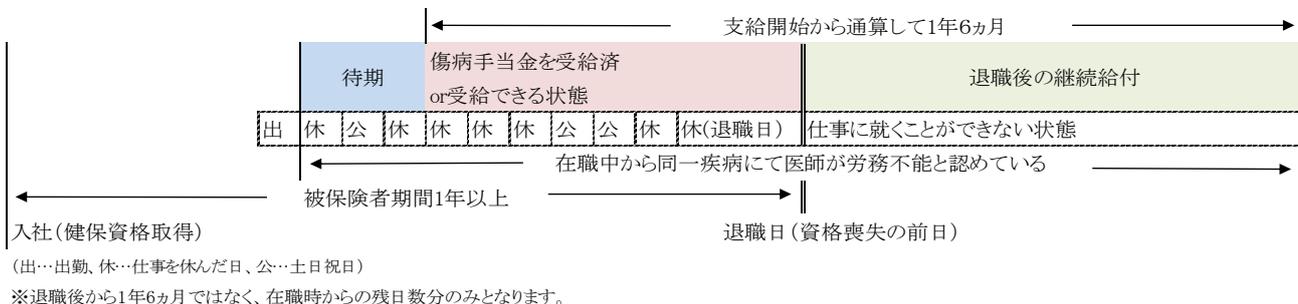
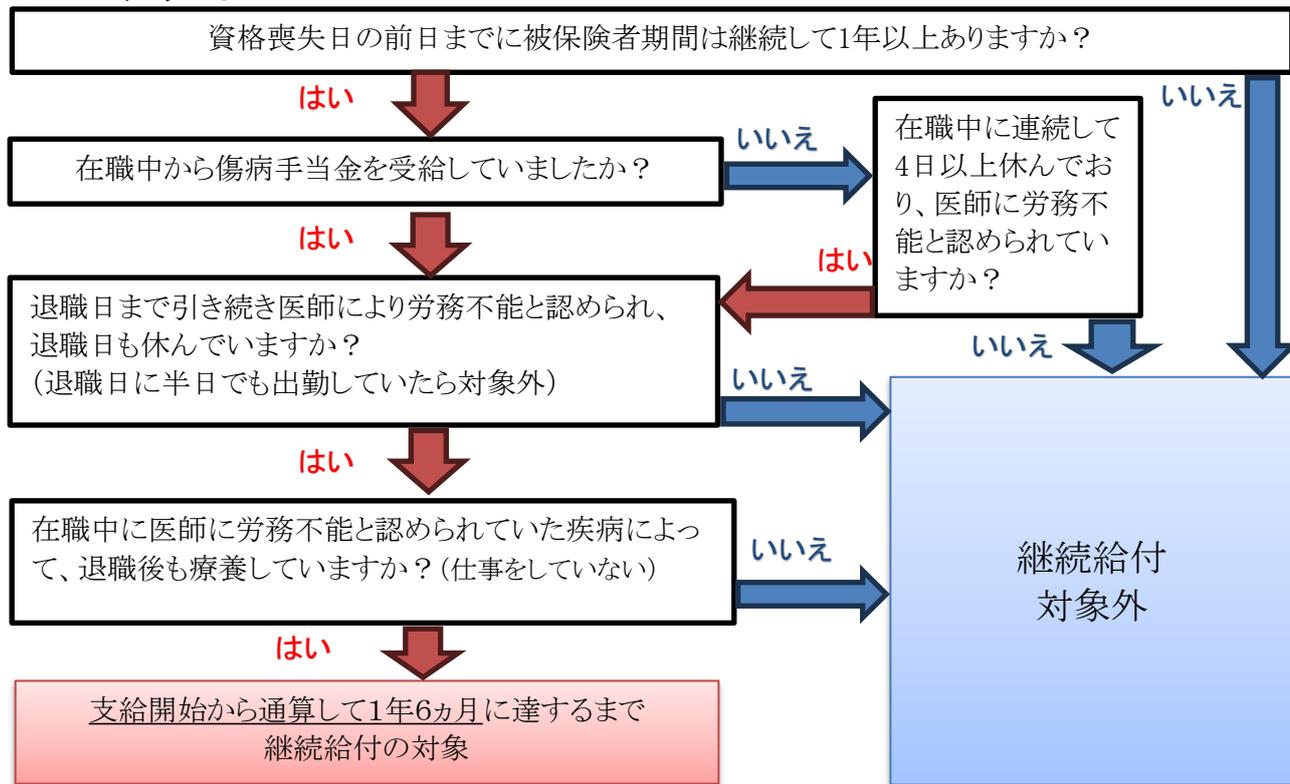
## 1.概要

会社を退職したあと、条件を満たした場合に限り在職から引き続き受けられる給付があります。  
法定給付のみで、当健保独自に行っている付加給付は対象外です。

## 2.支給要件(すべて満たす必要があります)

- ①資格喪失をした日の前日までに継続して1年以上の被保険者期間がある
  - ②退職日に傷病手当金を受けていたか、受ける条件(休んでいるが給与等が支給されているなど)を満たしていること
  - ③同一疾病により退職後も労務不能の状態が続いていること  
(病名が違っていても、症状、原因が同じものは同一疾病とみなされます)
  - ④支給開始から通算して1年6ヵ月の期間であること
- ※退職後の継続給付は断続して受給はできません。1日でも受給できない日があるとその日以降は対象外。

## 3.フローチャート



## 4.働いたとき、失業手当を受けるとき

- ・パートやアルバイトで働いた場合 → 当健保へ連絡 (給付担当直通 TEL0565-41-7413)
- ・ハローワークの失業手当を受けるとき → 雇用保険受給資格証の写しを当健保へ提出

## 5.提出について

- ・請求の仕方については記入例などを確認のうえ、退職日までの請求期間は会社へ提出。
- ・受診したことが分かるもの(領収書や診療明細書などの写し)を添付してください。
- ・資格喪失後の保険給付金振込み依頼書が必要です。(退職後の初回申請時のみ)